

項目	説明
ダム洪水軽減	ダムは通常時、利水のために多くの水を確保していますが、台風や豪雨が予測される場合はあらかじめ放水を行って貯水能力を高め、下流に流れる水量を調整します。
耐震工法、制震工法、免震工法	耐震工法は、建物を硬く固定することによって衝撃に耐える工法のことです。耐力壁を増やしたり、接合部を固めて建物の骨組みで地震に耐える工法です。制震工法は、建物の一部に可動部分を設け、揺れを吸収する工法です。土台と梁の間に設置した振動吸収装置が建物の振動を吸収して建物の揺れを軽減します。免震工法は、建物の基礎と土台の間を可動体として揺れを吸収する工法です。積層ゴム、ダンパーなどにより、建物に最も大きな影響を与える水平方向の揺れを小さく抑える工夫が施されます。揺れの軽減率の観点からすると、大きな順に、免震工法、制震工法、耐震工法となります。
協会の災害支援	当協会では、地震、豪雨、火山噴火、事故等による災害発生時、地盤に関わる技術者の果たすべき役割は非常に大きく、また災害対策に対する支援は責務であると考えております。当協会では毎年、中部地方整備局との間に支援協定を締結しており、その協定書に基づき災害応急対策の支援を行います。この協定書では、支援要請に対し、各県（愛知、岐阜、三重、静岡、長野南部）ごとに資機材、人材を確保するための体制が定められています。また当協会では毎年9月に防災訓練を実施し、体制の維持に努めています。各支部でも県建設部との間に同様の協定を結んでおり、災害発生時の支援体制が整えられています。
過労死等の防止のための対策に関する大綱	平成27年7月24日に閣議決定され、現在、取り組みが進められています。この大綱では、過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会を目指して、国、地方公共団体、事業主、労働組合、民間団体、国民等にさまざまな取り組みに努めるよう求めています。このうち、事業主については、国が行う対策に協力するとともに、労働者を雇用する者として責任をもって対策に取り組むよう求め、最高責任者・経営幹部が先頭に立って取組等を推進すること、働き盛りの年齢層に加え、若い年齢層にも過労死等が発生していることを踏まえて、取組の推進に努めること、過労死等が発生した場合には、原因の究明、再発防止対策の徹底に努めることを求めています。産業保健スタッフ等の活用も求めています。
無電柱化	無電柱化は、「景観・観光」、「安全・快適」、「防災」の観点から、国土交通省が推進しています。昭和61年度から3期にわたる「電線類地中化計画」、平成11～15年度の「新電線類地中化計画」、平成16～20年度の「無電柱化推進計画」に基づき、整備が行われてきており、現在は、「無電柱化に係るガイドライン」に沿って、無電柱化が進められています。全国10ブロック毎の道路管理者、電線管理者、地方公共団体等の関係者で構成される協議会において、無電柱化実施予定箇所をとりまとめが行われ、事業が推進されています。
インフラツーリズム	インフラツーリズムとは、インフラや土木景観を観光資源と位置づけて、実際に現地へ赴き観光旅行する行為のことです（和製英語）。国土交通省も積極的な利用を奨励しており、政府が推進する訪日外国人旅行増加手段の一つの柱として位置付けています。国土交通省総合政策局のインフラツーリズムのホームページでは、各地で開催されているツアーも紹介されています。
激甚災害指定	激甚災害制度は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく制度です。政府は、激甚災害法に基づき国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定することとしています。指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助のかさ上げや中小企業事業者への保証の特例など、特別の財政援助・助成措置が講じられます。平成28年においては、熊本地震による熊本県等の災害、6月・7月の梅雨前線に伴う豪雨による熊本県・宮崎県の災害、8月～9月の台風に伴う暴風雨・豪雨による北海道・岩手県の災害、9月の台風16号に伴う暴風雨・豪雨による宮崎県・鹿児島県の災害が激甚災害に指定されています。

項目	説明
災害救助法	災害救助法は、災害直後の応急的な生活の救済などを定めた法律です。災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としています。この法律による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助することとなっています。
災害対策基本法	災害対策基本法は、1959年（昭和34年）に愛知県、岐阜県、三重県及び紀伊半島一帯を中心として全国に大きな被害をもたらした伊勢湾台風を契機に制定された法律です。この法律は、防災体制の不備を改め、災害対策全体を体系化し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としています。この法律には、防災に関する責務の明確化、総合的防災行政の整備、計画的防災行政の整備、災害対策の推進、激甚災害に対処する財政援助等、災害緊急事態に対する措置などの規定が置かれています。
噴火警戒レベル	噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標です。噴火警戒レベルは、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会によって選定された50火山のうち、38火山（平成28年12月現在）で運用されています。
噴火警戒レベルとキーワード	<p>レベル5：キーワードは、「避難」。噴火警報（居住地域）または噴火警報。居住地域及びそれより火口側が対象</p> <p>レベル4：キーワードは、「避難準備」。噴火警報（居住地域）または噴火警報。居住地域及びそれより火口側が対象</p> <p>レベル3：キーワードは、「入山規制」。噴火警報（火口周辺地域）または火口周辺警報。火口から居住地域近くまでが対象</p> <p>レベル2：キーワードは、「火口周辺規制」。噴火警報（火口周辺地域）または火口周辺警報。火口から居住地域近くまでが対象</p> <p>レベル1：キーワードは、「火山であることに注意」。噴火予報。火口内等が対象</p> <p>* 詳細は気象庁のホームページをご覧ください。</p>
フェーン現象	湿潤な空気が山を越えて反対側に吹き下りたときに、風下側で乾燥した高温の風が吹きます。このことは「フェーン」と言い、この風により付近の気温が上昇することを「フェーン現象」と言っています。湿潤な空気が山を吹き上がる際には、水蒸気を雨として降らせ、100メートルにつき0.5℃の割合で気温が下がっていきます。このため、この空気が山を吹き下りる際には乾燥します。この乾燥した空気は、100メートルにつき1℃の割合で気温を上昇させながら吹き下りるため、風上側より気温が高くなります。フェーン現象が起きると、空気が乾燥するため火事が起こりやすくなります。仮にこの際に火事が起こり、強い風が吹いていると、燃え広がりやすくなりますので、「乾燥注意報」と「強風注意報」が同時に発表された際には、特に注意が必要です。